



Title	裁判官が法廷に幽霊を出現させた話
Author(s)	佐立, 治人
Citation	関西大学法学論集, 68(4): 1004-979
Issue Date	2018-11-19
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/16487">http://hdl.handle.net/10112/16487</a>
Rights	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

# 裁判官が法廷に幽霊を出現させた話

佐 立 治 人

## 目 次

- 一 幽霊と罪刑法定主義
- 二 幽霊と向かい合わせて尋問する
- 三 法廷に幽霊を出現させた裁判官
- 四 「田氏被搶自刎身死案」訳注

## 一 幽霊と罪刑法定主義

罪刑法定主義に基づく法律を制定しても、裁判官がその法律を正しく適用しなければ、罪刑法定主義の目的が実現しないことは言うまでもない。しかし、そもそも、法律を適用する対象である犯罪事実を裁判官が正確に知ることができなければ、法律を正しく適用したくてもできないのである。犯罪事実を正確に知ることができるようになるために、中国では法医学が早くから発達したのであるが、指紋法が発見されていない段階では、法医学の所見だけでは犯

裁判官が法廷に幽霊を出現させた話

人は誰かという最も肝心な事実がわからない。犯行を目撃したと称する人がいても嘘をついているかもしれない。裁判官から見れば、誰が犯人かを間違ひなく知っているのは犯人自身だけである。そこで、犯人は誰かという事実を含む犯罪事実を正確に知るためには、犯人の自白が必要である。明律及び清律の下では、裁判で判決を下すには被疑者の自白が必要であったのは、このように考えられていたからである。

それでは犯人の自白を得るためにはどうすればよいか。中国では、被疑者の自白を得る目的で拷問を行うための手続が法律に定められていたけれども、拷問を行えば、我慢強い真犯人が自白しない一方で、無実の人が苦痛に耐え切れずに嘘の自白をしてしまう恐れがある。そこで考え出されたのが、どんなに凶悪な犯人でも必ず少しは持っているであろう罪悪感に乗じて、被害者の幽霊が出たふりをしたり、実際に幽霊の姿を出現させたりして、犯人を恐怖に陥れて自白させるという方法である。滋賀秀三『清代中国の法と裁判』（創文社、昭和五十九年）第一「清朝時代の刑事裁判」第二節の二は、「中国の裁判官は面倒な証拠法上の規則に拘束されることがなかった。（中略）真相を見破るための奇計が用いられることもあり、裁判官は（中略）探偵でもありえたのである。」（七十頁）と述べて、その一例として、『鹿洲公案』の「幽魂対質」の話を挙げている（七十三頁注28）。

## 二 幽霊と向かい合わせて尋問する

『鹿洲公案』は、清の藍鼎元（一六八〇～一七三三）が広東省潮州府普寧県の知県に任じられ、同府潮陽県の知事代理を兼ねていた時に行った裁判のうち二十四件の裁判の顛末を自ら記録したものである。曠敏本という人が雍正七年（一七二九）春に書いた序文が冒頭に置かれている。藍鼎元は、字は玉霖、福建省漳州府漳浦県の人。『清史稿』

卷四七七に伝がある。「鹿洲」は号である。『鹿洲公案』卷上「幽魂対質（幽霊と向かい合わせて尋問する）」は次のような話である。『鹿洲公案』は『四庫全書存目叢書』所収本を見た。和訳に当たっては、宮崎市定訳『鹿洲公案』（『宮崎市定全集』別巻所収、岩波書店、一九九三年）、劉鵬雲・陳方明注訳『鹿洲公案』（群衆出版社、一九八五年）を参考にした。

### 【和訳】

潮陽県の延長埔・上塘子などの村では、共同で堤を築いて水をさえぎり、順番に水を流して各家の田にそそいでいます。雍正五年（一七二七）の八月から九月にかけて、ひでりが続きました。江・羅の両家は勢力と人数とを恃んで規約を破って、朔日は楊家が水を流す日であることを無視して、勝手にはねつるべを使い、取水口を占拠しました。楊仙友は承服せず、刀をつかんで阻止しに行きました。弟の楊文煥と兄の楊世香とがついて行きました。羅明珠が走って帰ってきて、その村の長老の江立清に報告しました。江立清は号令をかけて村人を召集しました。江子千・江宗桂・羅達士・羅俊之・江阿明・江阿祖・江阿滿・江阿尾・江獻瑞ら四五十人が、ほこをかつき棍棒をかまえて楊仙友らを取り囲んで攻撃しました。楊学文は、父と叔父とが囲まれて追いつめられているのを見て、こちらも三十人余りと呼び集めて、相手と格闘しましたが、衆寡敵せず、楊仙友は殺されました。楊文煥らは散り散りに逃げ去り、楊世香は重傷を負って脱出することができず、つかまえられて、とりでの中に入れられました。勢力を誇示しているように見えますが、実は治療薬を調剤して与えていたのです。江羅両家は楊世香が死ぬのを恐れたからです。この時、潮陽県令の代理に任じられていたのは、本府大埔県知県の白公（白日宣。雍正二年（一七二四）に知大埔県に任じら

れた。『広東通志』巻二十九) でした。被害者の傷の状態を検査して省の総督・巡撫以下の上司に報告しましたが、まだ訊問を行わないうちに亡くなりました(『鹿洲公案』巻上、五營兵食に「大埔尹白君、署潮篆、九月、卒于官。」とある)。

冬十月十八日に私は本県に到って知事代理の任につきました(『鹿洲公案』巻下、仙村樓に「(十月) 十八日、抵潮莅任。」とある)。法廷で再三、鞫問を行いました。楊仙友を殺したことを白状する者はいませんでした。証人の江拱山と謝文卿は、格闘に参加した人が多く、刀や棍棒が目まぐるしく振り回されたので、誰が殺したのか本当に知らない、と言いました。まだ生きている楊世香に尋ねますと、彼もまた、自分に傷を負わせた者が羅俊之と江阿尾と江獻瑞であることを知っているだけで、楊仙友を死に到らせた元凶は、それが誰であるかわからない、と答えました。江羅両姓の格闘参加者を個別に細かく尋問し、やさしくなくさめたり、情に訴えたり、おどかしたり、脛をはさむ拷問を加えたりして、殺人犯を探り出すために、あらゆる方法を尽くし、拷問も行い尽くしましたが、全員が「不知」の二字で答えるだけで、一言でも少しでも隙を見せる者は一人もいませんでした。私はここに至ってはとうすることできませんでした。

数日が経ちました。冷たい風がかすかに吹き、水時計の音だけが聞こえ、人は寝静まっている暗い夜に、私は明かりをつけて執務室にすわりました。原告被告を全員呼び集めて語りかけました。「人を殺せば自分の命で償うのは古今不易のおきてです。あなた方はこの静かな夜に自らを省みて下さい。もしあなたが人に殺されて、その人があなたの命を自分の命で償わなければ、冤魂となったあなたは納得することができませんか。あなた方が僥倖を期待して白状しようとする理由は、犯人を指し示す人がいないからに他なりません。私はすでに城隍神(県城を守る神。冥界の

裁判官でもある。)様に文書を送って、今夜の二更(午後十時ごろ)に楊仙友の幽魂を呼び出してもらって、あなた方と向かい合わせて尋問することを取り決めました。あなた方が百の言い逃れをしても、ごまかし隠すのは難しいです。」

隸卒に命じて、原告被告の諸人を何人ずつかに分けて城隍廟まで連れて行かせました。その後について城隍廟に到りますと、鐘と太鼓を鳴らし、香を焚き、再拜して立ち上がると城隍神の法廷である広間にすわりました。まず、楊仙友の幽魂を呼んで広間に上らせて、訴えを聴いて尋問を行いました。空中に向かつて簡単に数語の質問をしてから、階下の諸人に言いました。「楊仙友がここにいて、あなた方と向かい合って尋問を受けることを望んでいます。あなた方は顔を上げて彼を見て下さい。この、両手で胸を押さえ、血で赤く染まった衣服を着ている人が楊仙友です。」これを聞いて階下の衆人は、ある者は顔を上げて見ました。ある者は目だけを動かしてこっそりとうかがい見ました。ただ羅明珠・江子千・江立清の三人だけが、頭を垂れて見ようとせず、私の話が聞こえないふりをしているようにでした(原文。若為弗聞也者。『礼記』檀弓下に「夫子為弗聞也者而過之。」とある。)

私はただちに羅明珠を呼び寄せて、「楊仙友がここにいて、あなたが彼の一命を償うことを望んでいます。あなたはまだ何か言い逃れをするつもりですか。」とずばりと言いました。羅明珠は驚き震えて、しばらく返事ができませんでした。私は「あなたは平生、口がうまくて狡猾です。ところが今、楊仙友の冤魂がここにいるものですから、あなたは言い逃れをしようとしません。彼があなたに殺されたのは疑いありません。もし本当のことを言わなければ、拷問にかけますよ。」と言いました。羅明珠は「私は棍棒で彼の頭頂を撃ちました。傷は偏左(頂心の左側)にあります。楊仙友が死んだのは、ほこの刃に由ります。殺したのは江子千です。私とは関係ありません。」と白状しまし

た。

続いて江子千を呼び寄せて尋問しました。江子千は白状しません。私が「あなたは自分で楊仙友と弁論して下さい。」と言いますと、江子千はじっと前を見つめて何も言いません。私は江子千に語りかけました。「あなたは冤魂が見えませんか。冤魂がこう言っています。羅明珠が木の棍棒を持って、彼の額顱（額の骨）の左側を傷つけました。あなたは長刀を持って、彼の胸膛（むね）を刺し、地面に倒して動けなくなりました。あなたが刃を引き抜きますと血が同時に湧き出しました。当日の状況はこのようでした。あなたはまだ何か言い逃れができますか。」江子千は「その通りです。」と答えました。私が「楊仙友の死は、あなた方二人に由ります。冤魂が言うことに間違いはないですか。」と言いますと、二人は「間違いありません。」と答えました。私が「当日は大勢の人が呼び集められました。指揮して殺人を命じたのは誰ですか。」と尋ねますと、「江立清です。」と答えました。

隸卒に命じて江子千と羅明珠とを廟中の暗い所に入れさせて、江拱山を呼び寄せて言いました。「楊仙友はあなたをとがめています。あなたは彼を殺した犯人をはっきりと知りながら、本当のことを告げず、彼の恨みが晴らされないままにしようとしています。ですから今、冤魂はあなたを非難しているのです。あなたは賄賂をいくら受け取ったのですか。すぐにあなたに彼の命を償ってもらいましょう。」江拱山は地面に頭を打ちつけて、「楊仙友を殺したのは江子千と羅明珠です。命令したのは江立清です。殺人に無関係の私がどうして彼の命を償わなければならないのでしょうか。」と答えました。続いて江宗桂・羅達士・江阿明・江阿祖・江阿満を呼んで、細かく尋問しました。五人とも江拱山らの証言と同じことを証言しました。

江立清は自分が老人であることを恃みにして、拷問を加えることができず（『順治律』刑律、断獄、老幼不拷訊条

に「年七十以上（中略）の者は、並びに拷訊すべからず。皆、衆証に抛り罪を定む。」とある。）、鬼神も威嚇することができず、「自分は何も知らない。」と堅く言い張ります。しばらく詰問しましたが、しまいまで白状しませんでした。私は彼の病状が重いを見て、久しくこの世に留まることはない予想しました。そこで江立清に言いました。「衆証（三人以上の証言）が明確ですので、あなたが白自しなくても、七十歳以上であるあなたについては、獄成（犯罪事実の確定）と同じです。楊仙友が、禍いは江立清に由るので、絶対に活かしてはおかない、道で彼の魄（たましい）を奪ってやる、と言っています。」

ただちに江子千・江立清らの諸人について、律の条文を調べて判決原案を作成して、彼らを判決原案とともに潮州府知事のもとへ送りとどけました。わずか三日後に江立清は亡くなりました。潮陽県の人民はその結果、本当に幽魂と城隍神は存在するのだと思うようになりました。

（以下、曠敏本の評語。）

疑獄を決し難いときは、権術（はかりごと）を用いざるを得ない。考えてみてほしい。この裁判では、もし被疑者を冤魂と向かい合わせて尋問しなければ、どうして殺人犯に罪を認めさせることができたであろうか。もし数十人の被疑者をことごとく夾棍（三本の木の棒で脛をはさむ拷問具）で拷問したならば、拷問すればするほど、ますます真実を得られなかったであろう。いかにして犯罪事実を確定できたであろうか。うまい具合に暗い夜に冷たい風が吹いたが、これは冤魂が出やすい条件である。またうまい具合に、城隍神が幽魂を召喚することは多くの人々が信じている。演出された多くの場面が森森凜凜（おごそかで恐ろしい）としていて、人をぞっとさせ毛髪を逆立たせる。そして、神技のような工夫は全く、顔を上げて冤魂を見させた点にある。つまり、罪人は心によましさがあるので、自然、



他の大勢の人と同じ状態ではないのである。このつばを押さえたからには、刃物ですると切るように容易に解決することができる。事実の曲折を慎重に明らかにして、無実の人を罪に入れることがなく、有罪の者を釈放することもない。県知事殿はまさに包閻羅（北宋の名裁判官、包拯。地獄の裁判官である閻羅にたとえられた。）である。

冒頭に「潮陽県の延長埔・上塘子などの村では」（原文。延長埔上塘子等郷）とあるが、光緒十九年重刊『潮州府志』（『中国方志叢書』所収、成文出版社）卷十三、都畷、普寧県、泮水都に「延長埔。県西南三十五里。」「上塘。県西南三十五里。」とある。同書卷十八、水利、普寧県に「上塘陂。城を距たること南四十里。泮水都。（中略）上塘仔郷の田（もと誤って「山」に作る。）畝に分灌す。」とあるから、同書卷十三の「上塘」は「上塘仔」の誤りであろう。同書卷十三、都畷、潮陽県の項に附された按語に「雍正十年に至り、泮水全都を割きて普寧に帰せしむ。」と述べられていたから、雍正五年当時は、泮水都の延長埔郷と上塘仔郷は潮陽県に属していたのである。

藍鼎元は、雍正五年七月十三日に普寧県知県の任につき（『鹿洲公案』卷上、三允盜屍）、三か月後の十月十八日に潮陽県の知事代理の任につき、早速この闘殺事件の審理に当たったのである。雍正五年当時は、順治四年（一六四七）に頒行され、康熙九年（一六七〇）に校訂された『大清律集解附例』、通称『順治律』が行用されていた。藍鼎元が江立清に対して述べた「衆証が明確ですので、獄成と同じです。（原文。衆証明確、即同獄成。）」という言葉は、『順治律』（『中国珍稀法律典籍続編』第五冊所収、黒龍江人民出版社）の名例律、犯罪事発在逃条の「もし罪を犯し、事発して逃に在る者は、衆証明白なれば即ち獄成るに同じ。（原文。衆証明白、即同獄成。）対問を須たず。」という文から引いた言葉である。「衆証明白なれば即ち獄成るに同じ。」という規定は、犯罪が発覚して逃亡している者に対

する規定であるが、『順治律』刑律、断獄、老幼不拷訊条に「年七十以上（中略）の者は並びに合まはに拷訊すべからず。皆、衆証に拠りて罪を定む。」と定められているから、七十歳以上の老人に対しても当てはまるのである。

「空中に向かつて簡単に数語の質問をして（原文。憑空略問数語）」と記されているように、藍鼎元は幽霊が出たふりをしていただけであった。ところが次節で紹介するように、幽霊の姿を実際に法廷に出現させてしまった裁判官がいたのである。

### 三 法廷に幽霊を出現させた裁判官

袁枚（一七一六～一七九八）の短編怪奇物語集『子不語』の巻一、田烈婦に次のような話が記されている。『子不語』は『筆記小説大観』所収本及び『続修四庫全書』所収『新齊諧』を見た。和訳に当たっては、手代木公助訳『子不語』（平凡社東洋文庫、二〇〇九年）を参考にした。

#### 【和訳】

江蘇巡撫の徐公、名は士林、は正義感の強い人でした。安徽省安慶府（治所は現在の安徽省安慶市。）の太守であった時、日が暮れてから堂（法廷）に上りました。月が白色に輝いていました。一人の女子が現れました。黒い布で肩から上を覆い隠し、顔立ちにははっきりしませんでした。儀門（法廷の前の門）の外にひざまずき、冤（うらみ）を訴える者のようでした。徐公は彼女が幽霊であることを知って、吏卒に命じて牌（ふだ）を授け、訴えを受理したことを示す。）を持って、「冤が有る者の魂に法廷に入る許可を与えます。」と大声で言わせました。その女子はゆっくりと門

内に入ってきて、法廷の階段の下にひざまずきました。むせび泣く声が子供のようでした。吏卒にはその姿が見えず、ただその声が聞こえるだけでした。彼女が言うには、自分は、姓は田で、夫を亡くして節を守っていたが、夫の兄の方徳が、彼女が管理する財産を奪おうとして改嫁を迫り、そのため首つり自殺に追い込まれた、とのことでした。

徐公は彼女の夫の兄を拘引して、彼女の幽霊と並べて尋問しました。はじめ、夫の兄を訊問した時は、彼は全く罪を認めませんでした。ところが振り返って女子を見ますと、びっくり仰天して、とうとう真実を白状しました。そこで彼に法律を適用しました。安慶府の人々は、徐公は神のような裁判官だと騒ぎ立てました。徐公は「田烈婦碑記」を作って田氏を称えました。当時、山東省泰安府泰安県出身の相国、趙国麟が安徽省の巡撫(省の最高監督官)でしたが、この件は訪聞(聞き取り調査)を行って真相を究明すれば十分である、幽霊に頼って奇策を誇る必要はない、と徐公を非難しました。徐公は心から恥ずかしく思いましたけれども、徐公が法廷に幽霊の姿を出現させたことは紛れもなく事実でしたので、秘密にすることができませんでした。

【原文】

江蘇巡撫徐公士林、素正直。為安慶太守時、日暮陞堂。月色皎然。見一女子、以黑帕蒙首肩以上、眉目不可辨、跪儀門外、若訴冤者。徐公知為鬼、令吏卒持牌喝曰、有冤者魂許進。女子冉冉入跪階下。声嘶如小兒。吏卒不見、但聞其声。自言姓田、寡居守節、為其夫兄方徳、逼嫁謀産、致令縊死。徐公為拘夫兄、与鬼对質。初訊時、殊不服、回首見女子、大駭、遂吐情実。乃置之法。一郡譁以為神。公作田烈婦碑記、以旌之。時泰安趙相国国麟為巡撫。責徐公謂(『統修四庫全書』所収本は「謂」を「為」に作る。)此事作訪聞足矣。何必託鬼神以自奇。徐公深以為愧。然其事頗実、不能秘也。

袁枚撰「江蘇巡撫雨峰徐公神道碑」（『小倉山房文集』（『続修四庫全書』所収）卷三所収）及び『清史稿』卷三百八、徐士林伝に拠れば、徐士林は、字は式儒、号は雨峰、山東省登州府文登県の人。康熙五十二年（一七一三）の進士。雍正五年（一七二七）に安慶府の知府を授けられ、同十年（一七三二）に江蘇按察使に任じられた。乾隆五年（一七四〇）に江蘇巡撫を授けられ、同六年（一七四一）に五十八歳で歿した。知安慶府在任時、及び福建省汀漳道台在任時に行った裁判の判決文を収録した『徐雨峰中丞勸語』が現存する。その卷三、田氏被搶自刎身死案は、上記の田烈婦の事件に対する判決文であるが、そこでは田氏は「縊死」ではなく、剃刀で首を切つて自殺したと記されている。「私がこの案件について法廷で何度も訊問し、供述された事実を閲読しますと、まことに田氏ががりりしく生きていくように感じます。」（原文。卑府庭訊此案、至再至三、披閱供情、真覺田氏凜凜有生氣。）と述べられているだけで、田氏の幽霊の姿を法廷に出現させたことには触れられていない。

「公、田烈婦碑記を作り、以て之れを旌す。」とあるが、「田烈婦碑記」の節略文が民国十年刊『安徽省（宿松県志）』（中国方志叢書）所収、成文出版社）巻四十五、列女伝、節烈、清、田氏の項に掲載されている。和訳を次に掲げる。宿松県は田氏の事件が起きた県である。

### 【和訳】

烈婦の田氏は宿松県の人。方才の妻です。十九歳で才にとつぎ、二年後に才が亡くなりました。遺児も五歳で死にました。才には兄が三人いて、伯兄と仲兄は才に先立って亡くなりました。方徳は叔兄です。伯兄の婦が王氏で、仲兄の婦が郭氏です。王氏は自分の子の鬪に才の後を嗣がせました。三人の寡婦とともに志を守り、その姑の陳氏を孝

養していました。方才は田十畝を遺し、田烈婦はそれを守って生活の手段としていました。方徳はよこしまな性格で、その田を貪り取ろうとして、しばしば田氏に再婚することを迫りました。田烈婦は三たび首つり自殺をはかり、どの時も二寡婦が救助して死なずに済みました。

何偉という者がいて、凶暴な人です。方徳は母の名を仮りて婚券を作成し、何偉に与えて勝手に財礼を受け取りました。雍正七年（一七二九）十一月二十一日の夜、方徳と何偉ら若干人とが内室に突入し、田氏を無理やり連れ去りました。田烈婦は号泣して、地面にうずくまって動こうとしませんでした。悪者共が寄ってたかつてひっぱったので、衣服がばらばらに引き裂かれて道路に落ちました。そして田氏を縛って輿の中に押し込めました。田烈婦が頭で輿を突いたので、重ねて彼女を縛りました。酒坊舗に到った時、田氏は大声で泣きながら輿から跳び出して地面に倒れました。住民が皆びっくりして様子を見に出てきました。方才の従兄の告という名の人が、その息子及び衆人とともに悪者共を斥け阻みましたので、何偉らはどうとう逃げ去りました。そこで方告は息子に命じて着物を脱いで田烈婦に着せさせました。自分の家に連れて行って着がえさせ、はげまし慰めました。田烈婦は大声で泣きました。翌朝になつて方告が田氏を家まで送り届けました。

田烈婦は、寡婦がこのような大きな辱めを受け、しかもそれは夫を辱めたことになるから、このまま生きながらえて姑につかえることはできない、と思いました。それからは泣くばかりで、水も汁も絶ち、刀を引いて自ら喉を断ち、（中略）八日後に亡くなりました。ああ、田烈婦は誠に大義に負かず、死夫に負かず、その志もその操も、貞固であること金石と同じです。生きては人から敬われ、死んでは人を悲しませました。卓越した婦人でした。

この時に当たって、方徳はなお自ら罪を悔いず、ずるがしこくもその母親にかこつけて、田氏の名譽を傷つける内

容の詞状を作成して官にうったえて、罪を逃がれようとした。しかし結局は法から逃がれることはできませんし、天を欺くこともできません。法廷で尋問した時、はじめのうちは悪者共はずるがしこくでたらめを言っていました、ついに一人一人が自ら真実を白状しました。裁判官が事実を究明することができたではありません。田烈婦の貞氣冤魂が悪者共の心に迫り、その秘密をあばき、隠すことができないようにさせて、自ら白状させたのです。ですからその時、かすかに形状があり、泣くがごとく訴えるがごとく、法廷の下に伏していたのです。ああ、天の作用に違いありません。

方徳はここ安慶府城で急死しました。余人は悉く法律通りに処罰しました。方徳が死ぬ直前、病気でもないのに急にしゃべることができなくなり、寝ていて驚き恐れ、ベッドの間で狂乱し、突然大声で「私の喉をしめなさい。私の胸を刺しなさい。私の心臓を突きなさい。」と叫びました。このような数夜を経て死んだのです。彼の母親が人のように語りました。私は不才ながら安慶府の知事を勤めさせていただいており、人民に道徳を教える責任があります。そこで、田氏の行いをとりわけ表彰しないわけにはいきません。裁判が終わりましたので、田氏にまつわる事実を安徽巡撫の程公（原文。大府程公。『清史稿』卷二百一、疆臣年表五、各省巡撫、雍正八年（一七三〇）庚戌、安徽省の段に、「魏廷珍、五月戊辰調。程元章、安徽巡撫。」とある。）に報告し、田氏の行状を朝廷に送上し、田氏を旌表して田氏の子孫が代々栄光を受けられるようにしてほしいと申請しました。私は公務の合い間に文を作って田氏にまつわる事実を記し、宿松県の街道に碑を立てて、田烈婦の行いが埋没しないようにし、勸善懲悪の心を永遠に伝えるようにしました。ああ、田烈婦は死んではいません。兄嫁の王氏と郭氏との二人もその貞烈を表彰するべきです。田烈婦が自刎して亡くなった時、年は三十一でした。

和訳に注記したように、「大府程公」が安徽巡撫程元章を指しているとすると、田氏の案件に対して徐士林が判決を下したのは、程元章が安徽巡撫に任じられた雍正八年五月以後であることになる。

「德暴死於皖。(德、にわかに皖に死す。)」を「方徳はここ安慶府城で急死しました。」と訳した。「皖」は安徽省全体を指す場合があり、安徽省潜山県の古名でもあるが、「余謬典皖郡。(余、謬つて皖郡を典す。)」と安慶府を「皖郡」と呼んでいるから、この「皖」は安慶府城(現在の安徽省安慶市)を指していると受け取った。方徳は安慶府の知府が行う裁判を受けるために安慶府城に連れてこられ、この「碑記」に拠ればその地で客死したのである。しかし、『徐雨峰中丞勘語』の「田氏被搶自刎身死案」では、方徳に「杖一百」「枷号両箇月」の刑、及び何俾から得た財礼の銀八両を官に没収する処分が科されており、方徳が死んだとは記されていない。裁判の途中ではなく、裁判が終了して判決文が按察司に送られた後で死んだのであろうか。

この「田烈婦碑記」については、「海陽鞠瀛書徐中丞宿松田烈婦碑記後(海陽の鞠瀛、徐中丞の宿松田烈婦碑記の後に書す)」と題された文に、「碑記」に徐士林がわざと書かなかった情報が記されている。この文は光緒二十三年修(山東省)文登県志(『中国方志叢書』所収、成文出版社)巻九上三、人物二、徐士林の項に掲載されている。その部分訳を次に掲げる。海陽は、徐士林の出身地である文登県と同じく山東省登州府の属県である。民国四年重印『山東通志』(華文書局)巻一七六、人物志に拠れば、鞠瀛は、字は溪源、海陽の人。歳貢生。古文にたくみであった。

『悦軒文鈔』『史記述評』『史席閑話』を著した。

## 【和訳】

(前略) 徐先生は(知安慶府の任期を終えて、雍正十年(一七三二)に)江蘇按察使に任じられました。私、鞠濂は南遊して、按察司の官署で徐公にまみえました。徐公が作った「碑記」を読みました。田烈婦はこの「碑記」を得て、千年後も生気が懍懍として威厳を保っているでしょう。徐公が言いました。「この碑記には述べ尽くしていないことがまだあります。怪に渉るからです。ためしにあなたのためにそれをお話ししましょう。」

私が田烈婦の案件を審理した時、方徳らがでたらめなことばかり供述するので、三木で脚をはさむ拷問を加えようと思いました。しかし日が暮れようとしていて、隸卒が闇に乗じて手加減したり虐待したりするかもしれないことを心配しました。そこで、指図して被告人をしばらく法廷から退出させ、他日、再び尋問することになりました。その時です。儀門の外に婦人のような存在がひざまずいて北に向いているのが見えました。吏卒に示しますと皆、見えませんでした。法廷にいた書記たちは「田氏の幽魂ではないか。」とささやき合いました。私は気持ちが悪く動いて、「田氏」の字を牌に朱書して、隸卒に渡して、儀門からこれと呼ばせました。婦人はすみやかに起ち上がり、隸卒の後について東の角門(正門脇の小門)から入り、法廷の階段の下まで来て伏しました。これと呼んで法廷に上らせようとしたが応じません。ひさしの前のたいまつを取りのけさせて、もう一度これ呼びますと、起ち上がって歩いて東楹(法廷の前に立てられた左右二本の大柱のうち東側の柱)の前まで来て伏しました。

「もしかして田氏ですか。」と問いますと、「そうです。」と答えました。そして、夫に嫁ぎ節を守った年数、及び兄嫁の王氏に孤児を託したことを述べました。ことごとく事実合致していました。その声は生きている人に比べて小さかったですが、はっきりと聴き取ることができました。つまり、田烈婦の幽魂がおごそかに出現したのです。その



ため、ぞつとして骨まで寒くなり、毛髪が逆立ちました。私は彼女にどうして死んだのかを話させました。すると、その言葉ははつきりせず、声はむせび、じつくりと聴きました。その意味をすべて理解することはできませんでしたが、けれども何度も悲しみを訴え、方徳に対して特に恨みを抱いていました。私も思わずもらい泣きして、感情を押さえることができませんでした。その時、月が白色に光っていました。幽魂の形体は人間と異なりませんでした。ただ肩から上が見たところ真黒で、演劇の中で幽霊が黒い布で顔を覆っているのに似ていました。私は緑茶を地面にそそいでから彼女を慰めて言いました。「あなたが言いたかったことは言い尽くしたと思います。あなたはしばらくお帰り下さい。私は犯人達に法律を適用して、あなたの憤りを晴らし、あなたの貞節を明らかにします。」

隸卒に命じて牌を持って先導させました。婦人はその後をついて行き、西の角門から出て、儀門から延びる甬道（れんが敷きの道）の中に転じた後ろ姿をまだ望見することができましたが、大門（表門）に到って姿を消しました。この時ようやく、法廷の上にいる人も下にいた人も皆、恐怖心が収まりました。けれども実際に幽霊を見た者はいなかったのです。ただ裁判担当の吏人（原文。刑房）の某の幼い息子一人だけがこれを見ました。俗に子供は幽霊を見ることができると言いますが、本当ですね。」

徐公はさらに言いました。「県からこの事件の一件書類が上がってきた時、私は精神を集中して、朝晩、書類をひらいて検討し、十日間、真実を究明する手段を考えました。」という事は、田烈婦の幽魂が現れたのは、徐公の一度な誠意に感動したためであることは疑いありません。（後略）

『子不語』「田烈婦」では、訊問されていた時に方徳が振り返って女子を見て大いに驚いたことになっているが、こ

の文の中で徐士林はそのようなことは語っていない。袁枚の創作であろうか。また、この文の中で徐士林は、田氏の幽霊を見ることができたのは、裁判官である自分と刑房の息子との二人だけであったと語っている。袁枚撰「江蘇巡撫雨峰徐公神道碑」（前掲『小倉山房文集』卷三）には「公、堂上に坐す。黒衣の女子、啾啾（すすり泣くさま）として訴うる有るが如きを見る。兄公（夫の兄）を召して之れを質すに、則ち毛髮析灑（ばらばらに散る）し、情実を口吐す。公、鬼道を以て教えを設くるを深く愧づるも、満庭の胥隸、皆、見聞する有り、掩おさう能わざるなり。」とあり、「徐公は、幽霊を使って教訓を示したことを深く後悔しましたが、法廷一杯の吏卒が全員、見聞きましたので、なかつたことにすることはできませんでした。」と記されている。おそらく徐士林はあらかじめ、俳優が演じる幽霊は自分と被告人とだけに見えて、他の人には見えないことにするからそのつもりでふるまうよう吏卒に指示したのであるが、子供にまでは指示が伝わらず、刑房の幼い子供が「幽霊を見た。」としゃべってしまったのであろう。

『子不語』「田烈婦」に「時に泰安の趙相国麟、巡撫たり。徐公を責めて謂えらく、此の事は訪問を作せば足る。何ぞ必ずしも鬼神に託して以て自ら奇とせんや。と。」とあり、巡撫の趙国麟が、幽霊を法廷に出現させた徐士林を責めた、と記されているが、趙国麟（一六七五—一七五五）『清史稿』卷二八九に伝がある。）が安徽巡撫に任じられていたのは、『清史稿』卷二百一、疆臣年表五、各省巡撫に拠れば、雍正十二年（一七三四）から翌十三年までであり、徐士林が安慶府の知府であった時期（雍正五年から同十年までの間）には趙国麟は安徽巡撫ではなかつた。趙国麟は、雍正八年に安徽巡撫に任じられた程元章の誤りであろう。いずれにせよ、被害者の幽霊の姿を法廷に出現させて被疑者を白に追い込むという方法は、識者から見て感心できる方法ではなかつたようである。

しかし、徐士林は恥じる必要はあるまい。なぜなら二十世紀に入ってから、かの名探偵エルキュール・ポアロ

が、被害者の幽霊を出現させて、容疑者を恐怖に陥れて犯行を告白させたことがあるからである（アガサ・クリステイ、小倉多加志訳「マーストン荘の惨劇」『ポアロ登場』所収、ハヤカワ文庫）。

#### 四 「田氏被搶自刎身死案」訳注

前節に記したように、田氏の事件に対する徐士林の判決文が『徐雨峰中丞勸語』卷三に「田氏被搶自刎身死案（田氏、搶せられて自刎して身死する案）」と題して収められている。この判決文は、田氏の事件に対する宿松県知県の第一審裁判の判決文が当事者及び証人とともに安慶府に送られてきたのを受けて、安慶府知府の徐士林が行った第二審裁判の判決文である。被告人の一人が充軍の刑に当たるので、この判決文は当事者及び証人とともに安徽省の按察司に送られて、按察使が第三審裁判を行い、その判決文を含む一件書類が安徽巡撫に送られて、巡撫が一件書類に拠って審査を行い、その判決文及び一件書類が刑部に送られて、刑部が再審査を行い、最終判決を下すこととなる。安徽省の按察司と安徽巡撫の治所とはどちらも安慶府城にあった。

「田氏被搶自刎身死案」の和訳を次に掲げる。『徐雨峰中丞勸語』は光緒三十二年丙午（一九〇六）武進李氏聖訳校刊本（京都大学法学部図書館所蔵）を見た。和訳に当たっては、陳全倫・畢可娟・呂曉東主編『徐公讞詞』（齐鲁書社、二〇〇一年）を参考にした。

#### 【和訳】

審理して次のような結論に至りました。

宿松県の、略奪されて自刎した田氏は烈婦です。田氏は二十歳で方才に嫁ぎ、翌々年に夫が亡くなり、志を守って遺児を撫養しましたが、五歳で夭折しました。そこで夫の兄の寡婦王氏の子である方闔を養子にしました。田氏と王氏、そして夫の二番目の兄の寡婦郭氏とは、夫たち兄弟の家に同居して、三人の寡婦が助け合い、交代でその姑の食事の世話をしました。そのまま仲違いすることなく、今まで九回、年を越しました。

ところが思いがけないことに、田氏の夫の三番目の兄である方徳は、もともと遊び人で怠け者でしたが、家産を蕩尽してしまい、ついに弟嫁の存在を奇貨として、雍正七年（一七二九）の九月中に、勝手に程伯に頼んで媒人になってもらい、鄧孟に嫁がせてその妻にすることを許し、方徳の母、即ち田氏の姑による婚書を作成し、財礼は十二両とすることを取り決めました。鄧孟らは花嫁を受け取るために牯牛嶺で待ち合わせました。方徳は門を出るよう田氏に迫りましたが、王氏が阻止したので、田氏は逃れることができませんでした。方徳は目的を果たすことができず、礼金を返したので、鄧孟らは帰りました。田氏は方徳が容赦しないのを恨み、首つり自殺を三度試みました。死んでも再婚しない、というのが田氏の志であり、まるで白日のようにはつきりとしていました。方徳がもし少しでも人間の心を持つていたら、あきらめたことでしょうか。ところが思いがけなくも、財産を手に入れたい気持ちがあります盛んになり、再婚を迫る計画がますます悪質になったのです。

十一月四日に今度は張列に頼んで媒人になってもらい、ならず者の何偉と悪だくみをしてから、方徳の母による婚書を捏造して、財礼八両を受け取りました。田氏を十一日に強奪することを取り決めました。この日、何偉は、張列とともに、家人の求老と亮老とを連れて、日暮れ時になるのを待って、駕籠を担いで方家の門に至りました。この夜、方徳の母は間違ひなく方徳の家にいました。方徳は何偉らを率いて田氏の居室に突入し、力を合わせて強奪しました。

王氏が全力で阻みましたが及びませんでした。そして田氏は、たとえ死んでも従わなかったので、悪者共が引きずりまわしているうちに、身につけていた衣服がすべて粉々になりました。弱い力では抵抗しきれず、縛られて駕籠の中に入れられました。それでも田氏は中から頭で突いて外へ出ようと思いました。何偉はその駕籠の扉を縛らせました。駕籠を担いで行き、鄧酒舗（前掲「田烈婦碑記」節略文では「酒坊舗」とする。民国十年刊『宿松県志』卷三十一、交通、駅伝、鋪遞に拠れば、酒坊舗（鋪）は県治の二十里北にあった。「舗（鋪）」は郵駅である。「鄧酒舗」は『宿松県志』に見られない。）を経由した時、田氏は地を震わせる叫び声を上げて、死を決して駕籠から転がり出しました。丸裸で地面に倒れました。鋪の居民が皆、叫び声を聞いて外に出てきてこの有り様を見ました。たまたまその中に田氏の堂伯（夫の従兄）の方告がいて、方家の節婦であることを知り、自分の子を率いて阻止しました。何偉らは逃げ去りました。そこで方告は田氏を彼の家に連れて行き、衣服を与えて励まし慰めました。田氏は明け方まで大声で泣き続けました。方告は翌朝、田氏を家まで送り届けました。

田氏は思いました。数年の苦節を経てこのような凌辱に遭い、今更、世間の人々と顔を合わせたくはないし、私の亡き夫に対して恥ずかしい、と。泣いては悲しみ、水も汁も口に入れず、死ぬ意志はあっても、生きる理由はありませんでした。王氏は懸命に説得し、そばを離れず見張っていました。ところが田氏はそれでもなおお速やかに死ぬことができないのを恨むだけでした。翌日になって、不意にひそかに剃刀を引いて首を一寸の深さで切り、八日後に亡くなりました。この時には宿松県の士民は万人が声を合わせて節婦のために冤を叫び、凶徒に対して腕まくりしました。正しい道が自然に人心の中にあることが、このことからわかります。

そこで田氏の父の田樞らは、詞状を連ねて方徳らを告訴しました。方徳らは罪を畏れ、無理に方徳の母の阿陳を祭

り上げて座主として、狡猾な詞状を作成して、自分達の罪を覆い隠そうとし、「田氏は方告から秘かに誘われて野合し、ふりほどいて水に身を投げた。また、姑に背いて別居していた。」と嘘の訴えをしました。ただ田氏を不孝の罪で誣告したのみならず、さらに田氏を淫行の罪で誣告したのです。また、「媒人が親迎して、駕籠に乗せて十里余り行ったところで、方告によってさえぎられ、劫奪されて死に至った。」と嘘の訴えをしました。ただ田氏に再婚を迫って自殺に追い込んだのみならず、さらに救助して阻止した人に罪を転嫁しようとしたのです。そして何俤らは外から援助を受け、内からそれに応じ、内外の者がぐるになりました。婚書を作成したのは方徳であるのに、母の陳氏から口頭で許可を得た、と嘘をつきました。田氏の強奪を主導したのは方徳であるのに、陳氏が指図した、と嘘をつきました。また、方告が財貨を要求して嫁入りの邪魔をした、と嘘をつき、さらに、方告が姦通して田氏が憤激して首を切った、と嘘をつきました。様々な悪賢い嘘をついて、法網から逃れようと図ったのです。宿松県知県は各被告人を厳しく取り調べ、田氏を強奪して嫁入りさせようとして死に追い込んだ事実がすでに明らかにしました。ところが、陳氏が首謀者であるという偽りの護身符が堅牢で破ることができません。これは方徳と何俤らとの罪がまだ明らかではないということであり、言い換えると田氏の恨みがまだ十分に晴らされていないということです。

安慶府知府である私は、被告人を呼び出して厳しく訊問しました。田氏の同居の姪（おい。兄弟の子。ここでは夫の兄の子を意味する。）の方歛、ならびに方告が救助し阻止したのを目撃した隣証の余善林・余加らの詳しい供述に拠って、方徳らが田氏の居室に入って田氏を強奪し、途中で田氏が大声で叫んで救われた有り様は、絵にかいたようにはっきりとしています。田氏の父の田樞は泣きながら、粉々に裂かれた衣服の残骸を並べて示しました。それを見たり証言を聴いたりしていますと、まことに怒りで髪の毛が天を指して逆立つようでした。ところが方徳と何俤らと

は、なお老母をたのみにして、狡猾にも「媒人を立てて正式に娶った。」と主張しましたが、つじつまが合わない言い逃れに過ぎません。方徳を厳しく訊問するに及んで、はじめて、財産を手に入れようとして再嫁を迫り、共謀して田氏を強奪したのは、本当は自分が主導者であつて、自分の母とは全く関係がない、と自供しました。そして何俤らも言い逃れができなくなり、正直に、田氏を強奪して娶ろうとしたことを隠さずに認めました。

田氏を汚辱する陳氏の呈詞を誰が代作したのかを詰問しますと、方徳ははじめは隠して言いませんでした。そこで田樞は方徳からの自筆の手紙一通を提出しました。そこには、王紹周・何子見・高爾が母に代わつて呈詞を作つた、という語句が記されています。すぐに婚書の筆跡を方徳の自筆の手紙の筆跡と見比べますと、婚書は実に方徳一人の手で書かれたものであることがわかりました。再び方徳に厳しい訊問を行いますと、自分が婚書を書いたという事実を正直に自供しました。方徳の手紙の中に出てくる何子見と高爾とは、知府である私が前に聞き取り調査（原文。訪聞）をして、朱筆で名前を掲示した、有名な悪訟師です。陳氏に代わつて呈詞を作つたというからには、必ず安慶府城（原文。皖）で訴訟の手助けをしているに違いないことが知られます。ただちに役卒を遣わして、密かに捕えさせました。何子見は果たして安慶府城にいましたが、逮捕のうわさを聞いて逃亡しました。追跡しましたが、まだ捕えることができません。さらに県（安慶府の附郭県である懷寧県を指す。）に命じて呼び出させ逮捕させましたところ、ただ高爾一名を捕えて送つてきただけでした。当法廷で鞫問したところ、正直に、王紹周が起草し、何子見が清書し、彼即ち高爾がともに校正した事実を自供しました。その供述は記録されています。

そもそも田氏の死が、方徳が再嫁を強いたこと、何俤が強奪したこと、張列が無理に仲立ちしたことが原因であることは、間違いない事実です。少しも疑いはありません。陳氏は我が子をかばつて、表に出て罪を引き受けました。

我が子を愛するゆえのふるまいであつて、深く責めるには足りません。痛恨すべきことは、一組の悪訟師グループが、訴訟を請け負つて生活を営み、玉や水のように清潔な節婦に対して、ついに敢えて汚らわしい呈詞を捏造し、その幽魂を辱めたことです。ただ田氏が地下で瞑目することができないだけでなく、天地の神と人もまた当然、田氏のために共に憤つています。知府である私が、この案件について法廷で何度も訊問し、供述された事実を閲読しますと、まことに田氏がりりしく生きていますように感じます。この案件内の諸凶悪犯は、その犯行内容を論じるならば、死刑に処してもまだ罪が余りますが、適用すべき法律を調べますと、以下で犯人に科した刑よりも重い刑を科することができる法律はありません。

何偉は、「婦人、夫亡くなり、守志を情願するに、別に主婚の人無く、もし強を用いて娶るを求め、逼りて聘財を受けしめ、因りて死を致す者有らば、律に依りて問罪し、埋葬銀両を追給し、辺衛に発して軍に充つ。」(『雍正律』) 刑律、人命、威逼人致死条に附された条例」という規定を適用して、埋葬銀を徴収して辺境の軍隊に発遣するべきです。

張列は、田氏が節を守っているのを明らかに知りながら、故らに結婚の仲立ちをして、何偉に附和して田氏を強奪しました。従犯の規定(『雍正律』名例律、共犯罪分首従条)に照らして、何偉の充軍刑から一等を減じて徒三年杖一百の刑を科するべきです。ただし、田氏の再嫁は方徳が主婚の人であったので、本条(前掲の条例)の「別に主婚の人無く」という規定と何偉らの犯行との間には違いがあります。何偉と張列とは、県の意見の通りに、「旗下の人、罪を犯さば、笞・杖は各々数に照らして鞭責す。軍・流・徒は發遣を免じ、分別して枷号とす。徒一年は枷号二十日。等」ごとに五日を遞加す。(中略) 充軍の附近は枷号七十日。辺衛は七十五日。」(『雍正律』名例律、犯罪免發遣条)と



いう規定に比照して、何偉には枷号七十五日を科し、張列には杖一百枷号四十日を科し、それぞれから埋葬銀を徴収するべきです。

求老と亮老とは、田氏を拉致して駕籠に乗せ、縄で駕籠の扉を縛って担ぎ上げました。これは主人である何偉の命令に聴き従った行為です。二人とも「ま応に為すを得べからずして之れを為す者は笞四十。事理、重き者は杖八十。」  
 『雍正律』 刑律、雜犯、不応為条」という律文に依つて杖八十の刑を科するべきです。

方徳は、財礼を得ようと図り、小功親である弟嫁に無理やり改嫁を迫りました。「夫の喪の服満ち、果たして守志を願うに、女の祖父母父母、及び夫の祖父母父母、強いて之れを嫁せしむる者は杖八十。期親は一等を加え、大功以下は又た一等を加う。」  
 『雍正律』 戸律、婚姻、居喪嫁娶条」という律文に依つて、杖一百を科するべきです。ただし、二度も改嫁を迫り、自殺に追い込みましたので、枷号二ヶ月を加え、何偉から財礼として受け取った銀八両を官に没収することをお願いたします。

陳氏は、主婚を務めたことを自認しており、嘘の詞状を呈出して誣告しました。「もし一家の人、共に犯さば、ただ尊長を坐す。(中略)(小注。(前略)もし婦人の尊長、男夫の卑幼とともに犯さば、婦人、首と為ると雖も、仍お独り男夫を坐す。)」  
 『雍正律』 名例律、共犯罪分首從条」という律文に照らして、罪を議することを免ずるべきです。高爾とまだ捕えられていない王紹周・何子見とは、詞状を代筆して、「秘かに誘つて野合した。」という穢らわしい語句を増添し、田氏の名節を汚辱しました。王紹周と何子見とは逮捕を待つて別に断ずるのを除くほか、高爾は、「人のために詞状を作り、情罪を増減して人を誣告せしむる者は、犯人と同罪。」  
 『雍正律』 刑律、訴訟、教唆詞訟条」という律文を適用すべきです。今、陳氏の罪は彼女の子である方徳がかぶります。高爾は方徳の罪に照らして杖

一百を科するべきです（訳者注。これはおかしい。高爾は、方告と田氏との和姦を誣告した罪と同罪に当たり、杖八十を科されるべきである）。なお、方徳と同じく枷号二ヶ月を科することをお願いいたします。

鄧孟と程伯とは、よく調べずに田氏を娶ることを求めました。県の意見の通りに、「ま応に為すを得べからずして之れを為す者は笞四十。」（前掲）という律文に照らして、笞四十を科するべきです。供述に抛りますと、二人とも強奪はしておらず、田氏が改嫁を望んでいないことを後で知り、すぐに婚書を破毀して、財礼を取り戻しました。財礼の銀両を没収することを免ずることをお願いいたします。

何俤らは、田氏を強奪した日、誰も鎗やぶを帯びていなかった、と堅く供述しています。すると、方告らが救い阻んだ時も鎗はなかったこととなります。ということは、王氏の傷は、あるいはあわてふためいてとび出して救おうとして、ぶつかって受けた傷であるのかもしれませんが。そうであるのかどうか決定することができません。しばらく、とつくと平復していることを考慮に入れて、深く追求することを免ずるべきです。

方告らは、田氏の強奪に明らかに無関係です。罪を議することを免ずることを、どの人についてもお願いいたします。陳氏は老いぼれており、方告の子の方助、証人の余善林・余加・余貴はすでに明確に供述しました。農作業が忙しい時期になりましたので、この人達は全員、先に釈放しました。

さらにお願があります。田氏は貞節を守って自殺しました。皇帝に報告して旌表していただく例が無いとは言っても、田氏の守節は旌表の榮譽を受けるに値すると思います。方徳から官に没収する財礼の銀両を用いて、田氏の墓の前に碑を刻んで立てることをお願いします。知府である私は、吏員に委ねてお祭りさせて、貞婦の魂を慰め、人民の感化を促します。

田氏の遺田十畝については、養子の方闖はまだ四歳です。方徳は貪欲で厭きることがありませんから、放っておけば必ず鯨吞するでしょう。そこで、方闖を彼の生母の王氏に撫養させて、方闖に方才と田氏との祭祀を継承させ、遺田十畝の中から二畝を割いて祭田とし、永遠に祖先の祭りに供えさせ、余田はすべて方闖に帰属させて方闖の家産とし、公印を押した証明書を発給し、当分、田氏の父の田樞ならびに方家の尊属に方闖の田地を管理させ、方徳がもし敢えて侵奪すれば、共同で官に訴えて処罰してもらうことを許すべきです。このようにすれば、田烈婦に後継ぎができて、田氏の夫の悪い兄がほしのままに吞噬することができなくなります。